

藤岡市 軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）に関する Q&A

Q1. 確認書の有効期間はいつまでですか。

A1. 認定の有効期間終了日までとなります。

Q2. 確認書の有効期間が終了した場合、再度申請が必要ですか。

A2. 再度の申請が必要になります。原則として、認定の更新日の前に確認依頼書をご提出ください。

Q3. 承認を受けた種目以外にも貸与を行いたい場合、再度申請が必要ですか。

A3. 再度の申請が必要となります。

Q4. 区分変更申請を行った場合、再度申請が必要ですか。

A4. 再度の申請が必要となります。明らかに要介護2以上の結果が見込まれる場合以外であれば、区分変更申請を行った段階でご提出ください。

Q5. 提出が遅れてしまった場合、遡りで承認を受けることは可能ですか。

A5. 原則として遡りでの承認はできません。やむを得ない場合は、介護保険課へ相談の上、理由書をご提出ください。

※理由書を提出したとしても、必ず承認を受けることができるとは限りません。

Q6. 認定調査の結果が、厚生労働大臣が定める状態像に該当するか確認できますか。

A6. 電話等でお伝えすることはできません。認定情報開示請求等を行ってください。

Q7. 担当のケアマネジャーが変更となった場合、再度申請が必要ですか。

A7. 有効期間が残っている場合、再度の申請は不要ですが、ケアマネジャー間で適切な引継ぎを行ってください。

Q8. 主治医の意見が得られない場合（遅れる場合）はどうしたらよいですか。

A8. 主治医の意見がないと審査できませんので、意見をもらってからご提出ください。提出が遅れる場合には、介護保険課までご相談ください。